

令和3年度

教育指導部 教育指導課の方針書

組織名	教育指導部 教育指導課
所属長名	西村 直崇

1. 組織の使命(ありたい姿)

横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・新学習指導要領に即した授業改善の推進及び資質・能力の育成に向けた指導・支援の充実
- ・外国語教育の一層の充実とICT教育の推進
- ・いじめ、不登校の未然防止と個に応じた適切な対応や対策の実現
- ・特別な教育的支援を要する児童生徒に対する支援体制の機能強化
- ・就学前教育における保育の質の向上と小学校教育との円滑な接続の推進

3. 今年度の『スローガン』

あしたも笑顔で♪
～「学校が好き・よこてが好き・自分が好き」と言える子どもたちを～

4. 今年度の方針

- ICT活用の推進と言語活動の充実による一層の授業改善
- 就学前教育・保育及び特別支援教育の充実
- 不登校適応対策といじめの早期発見・早期解消

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	言語活動の充実による学力向上に向けた指導・支援の充実及びICT活用指導力の向上
	取組内容	・新学習指導要領による授業改善の推進に向けた指導・支援の充実 ・情報活用の視点を加えたNIE、学校図書館の有効活用の推進 ・異文化理解を促進し、コミュニケーション能力の素地、基礎を養う外国語教育の充実 ・プログラミング教育及び情報活用能力の育成に向けたICT活用の取組の推進
(2)	実現したい成果	就学前教育・保育の充実と小学校教育との円滑な接続の推進、特別支援教育の充実
	取組内容	・就学前教育担当指導主事及び教育・保育アドバイザーの配置による専門的見地からの就学前教育における指導力向上のための指導・助言と連携推進 ・「横手市幼小接続推進協議会」を含む相互理解、連携推進に向けた事業の展開 ・支援員の効果的活用による特別な支援を要する児童生徒の実態に応じた指導・支援
(3)	実現したい成果	不登校、いじめの早期発見・早期解決を実現する生徒指導体制の構築と関係機関との連携
	取組内容	・不登校適応指導教室における相談活動及びきめ細かな支援のより一層の充実 ・横手市いじめ防止等対策モデル事業(増田中学校区)の推進 ・「Y8サミット」を中心とした生徒会活動の充実

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- (1) 言語活動の充実による学力向上に向けた指導・支援の充実及びICT活用指導力の向上
 - ・計画訪問(66回)、教育長訪問(18校)による、新学習指導要領に基づく授業改善の推進に資する具体的な指導・助言。
 - ・研究指定2年次目の横手明峰中学校区における新学習指導要領全面実施に伴う研究推進。
 - ・学校図書館合同研修会(7月・11月・1月)NIEコンクール(12月)。
 - ・明海大学との連携による小学校教員外国語指導力向上研修会(6回)の開催。
 - ・教育長訪問、教科等学校訪問における、ICT機器を活用した学習の例示。拡大ICT推進委員会において、授業におけるICT活用例を基にした研修機会を設定し、各校の実践に波及させている。
- (2) 就学前教育・保育の充実と小学校教育との円滑な接続の推進、特別支援教育の充実
 - ・就学前施設訪問(30回)による各施設の実態に応じた具体的な指導・支援。
 - ・第1回横手市幼小接続推進協議会(6月)実施。
 - ・新規採用特別支援教育支援員、日本語支援員、非常勤看護師訪問による個々の実態に応じた指導。
 - ・支援員配置校研修に同行、校内支援体制の中で支援員の効果的な活用について指導助言。
 - ・「就学や教育に関する相談会」「第1回横手市就学相談会」の実施。保護者に対する就学に関する情報提供。
- (3) 不登校・いじめの未然防止と早期解消を実現する生徒指導体制の構築と関係機関との連携
 - ・適応指導教室相談員・指導員と通級児童生徒在籍校校長・職員とのコンサルテーションを行い、指導経過の確認と今後の指導・支援について具体的方策を共有する。(5/27 対象:9校、15名の児童生徒)
 - ・横手市いじめ防止等対策モデル事業(11/17)横手南中、横手南小、旭小、栄小、山内小において人との関わりや主体的なよりよい学校づくりに関する集会を実施予定。
 - ・Y8サミットを3回(5月、8月、9月)開催。11/10の政策提案型Y8サミット創快横手市議会に向けた協議、準備。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- (1) 言語活動の充実による学力向上に向けた指導・支援の充実及びICT活用指導力の向上
 - ・計画訪問(39回)、教育長訪問(2校)の実施。
 - ・10月29日(金)公開研究会の開催による、成果と課題の共有。
 - ・明海大学との連携による小学校教員外国語指導力向上研修会(後期開催分4回)。
 - ・学びの質を高めるため、ICT機器を効果的に活用した授業実践の蓄積。
 - ・拡大ICT推進委員会において、授業実践を基にした研修機会を設定し、各校の充実した実践につなげる。
- (2) 就学前教育・保育の充実と小学校教育との円滑な接続の推進、特別支援教育の充実
 - ・就学前施設訪問(18回)実施予定。
 - ・第2回横手市幼小接続推進協議会(2月)の実施。今年度の成果と課題についての協議と来年度への接続。
 - ・支援員の適切な配置に向けた「令和4年度支援員配置希望調査」の実施。
 - ・就学前からの切れ目ない支援に資する「就学サポートファイル“すこやか”」「横手市個別の支援計画ファイル“バトン”」作成。
- (3) 不登校・いじめの未然防止と早期解消を実現する生徒指導体制の構築と関係機関との連携
 - ・各校の状況把握、関係機関との連携を密にした実態に沿った具体的手段と支援。
 - ・Y8サミット創快横手市議会に中学生議員として参加。各校の自治的活動への支援。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- (1) 言語活動の充実による学力向上に向けた指導・支援の充実及びICT活用指導力の向上
 - ・中学校でも今年度から全面実施となった学習指導要領に基づき、授業改善の視点を具体的に示しながらの指導・助言、横手明峰中学校区公開研究会における成果と課題を踏まえ、各校において「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した取組が推進されている。
 - ・年度当初より、各校において端末の使用法やルールについて、教員による研修・児童生徒の使用場面拡大に努め、学びのツールとしての活用推進が図られた。拡大ICT推進委員会を中心に、学校間での実践共有、及び授業改善につながる効果的なICT機器の活用についても研修が重ねられている。今後も、児童生徒のより確かな学力、より豊かな学びにつながる実践を積み重ね、ICTの活用場面やその方法を洗練させていく取組を推進していく。
- (2) 就学前教育・保育の充実と小学校教育との円滑な接続の推進、特別支援教育の充実
 - ・市内33の就学前教育施設に対し、各施設の課題に応じた指導・助言を行った。特に各園の研修については、他園の教員が参加する形で実施し、質の向上が見られる。また、横手市幼小接続推進協議会を軸として、小学校との間で相互に教員が参観・体験する機会が確保されている。園相互、また小学校との連携を一層密にしていく取組を進めたい。
 - ・各校の実態に応じて、支援員の効果的な活用の在り方、校内支援体制についての実効性ある指導・助言を行い、必要とする支援が行き渡るような組織づくりを進めた。就学サポートファイル「すこやか」、個別の支援計画ファイル「バトン」の作成により、切れ目ない支援の継続が確実に進められる仕組み作りが進められた。今後も校種間、学校(園)間の引き継ぎと連携に向けた取組を継続したい。
- (3) 不登校・いじめの未然防止と早期解消を実現する生徒指導体制の構築と関係機関との連携
 - ・関係校管理職や生徒指導主事との連携、事態に応じた関係諸機関とのチーム対応により、諸問題の未然防止・早期解決が図られた。不登校適応指導教室の効果的な活用と併せて引き続き連携を図っていく。
 - ・Y8サミットで行った政策提案のひとつが「横手愛クリーンアップデート」として実現化目前である。引き続き、中学生が主体となり、いじめのない「創快」な学校生活を実現させるとともに、市民生活や市政への参画意識を高められる取組を推進する。

令和3年度

教育指導部 学校教育課の方針書

組織名	教育指導部 学校教育課
所属長名	川津 久和

1. 組織の使命(ありたい姿)

安心して楽しく学べる教育環境づくりの推進

2. 組織の抱える課題(現状)

- 通学路における危険個所の把握と改善
- 本年度開校した十文字小学校通学路の安全確保を図るため、引き続き市部局及び関係機関と連携を図る
- 十文字小学校スクールバスの安全運行管理の徹底
- スクールバスの増加による管理業務量の増加
- 就学援助費のオンライン学習通信費等、国庫補助金要綱の改正に基づく適正な事務執行
- 奨学金の償還および滞納における適正な事務執行

3. 今年度の『スローガン』

最終目標を明確に意識し、早め早めの行動

4. 今年度の方針

- 学校通学路の安全対策の推進
- スクールバスの安全で適正な管理・運行
- 就学援助、奨学金の適正な事務の執行

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	学校通学路の安全対策の推進
	取組内容	・通学路危険箇所の改善 ・十文字小学校通学路の安全対策
(2)	実現したい成果	スクールバスの安全で適正な管理・運行
	取組内容	・スクールバスの事故根絶 ・緊急時の連絡体制の統一 ・十文字小学校スクールバスの運行に伴うルート及び乗降場所等の必要に応じた改善 ・スクールバスの更新や運行計画、管理方法の適正かつ効率的な事務処理の見直し
(3)	実現したい成果	就学援助、奨学金の適正な事務の執行
	取組内容	・就学援助事務における国庫補助金要綱の改正を課員で情報共有し、適正な事務執行を行う ・現年分の確実な収納に向けた取組の強化 ・過年度未収金収納に向けた債権管理の見直し

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

(1) 学校通学路の安全対策の推進

- ・4/5、十文字小学校開校にあたり登校訓練を実施。春の交通安全運動期間の4/6～15には、交通指導隊や防犯指導隊の協力のもと、教職員、教育委員会職員も街頭指導を実施。
- ・7/29「第1回横手市通学路安全推進会議」を開催。昨年度の通学路改善対策実施状況の確認、今年度における各学校からの要望内容と合同点検の日程調整を行った。
- ・8/5～8/19に通学路合同点検を実施。(増田、平鹿、雄物川、大森、十文字、大雄地区)
- ・9/24、横手北小・中学校通学路の安全対策として、横手卸センターへ、卸センター内を通学する事を改めてお願いし、組合員への交通安全の協力を依頼。

(2) スクールバスの安全で適正な管理・運行

- ・4/5、十文字小学校開校にあたりスクールバスでの登校訓練を実施。開校後も学校教育課職員が乗降場所で状況を確認し、乗降場所の変更等を行った。また、他校でも実状に合った乗降場所へ変更を行った。
- ・春先から県内外で児童生徒を巻き込んだ交通事故が発生。SB運転手への注意喚起を随時行った。
- ・昨年引き続き、スクールバス運行における新型コロナウイルス感染症予防対策を継続(手指消毒、車内消毒、換気、マスク着用の励行等)
- ・スクールバス運転手との緊急時の連絡体制について、今年度の学校教育課職員配置により見直しを行った。
- ・増田、山内小学校用スクールバスの購入(マイクロバス2台、12月納車予定)
- ・特別運行の取りこぼし対策として、学校からスクールバス運転手への電話による事前確認と学校教育課からもスクールバス運転手へメールによる事前確認を行い、確実な指示伝達を継続して行っている。

(3) 就学援助、奨学金の適正な事務の執行

【就学援助】

- ・就学援助は、R3.4月申請者367人を審査し、292人を認定。その後、34人の随時申請があり25人を追加認定。

【奨学金】

- ・5/27、令和3年度横手市奨学生選考委員会開催。申請6人中5人へ貸付を決定。
- ・滞納者への償還通知及び納付書送付。
- ・現年分未納者への督促状送付。
- ・R3.9末現在収納率:現年分(納期到来者分)90.21%、過年度分4.64%

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

(1) 学校通学路の安全対策の推進

- ・横手地区及び山内地区の通学路合同点検の実施。
- ・10/21「第2回横手市通学路安全推進会議」を開催し、通学路合同点検で確認した危険箇所について対策状況を確認する。

(2) スクールバスの安全で適正な管理・運行

- ・10/28、スクールバス運転手を対象とした「安全運転講習会」を開催する。
- ・11月～3月、平鹿中でのスクールバス冬季運行を実施する。
- ・児童生徒数の推移を基に、実態に適したスクールバス運行、更新を実施する。

(3) 就学援助の適正な事務の執行

【就学援助】

- ・準要保護世帯へのオンライン学習通信費支給体制を整える。
- ・新入学学用品費の入学前支給について、来年度の新1年生保護者への周知。

【奨学金】

- ・未納者へ通知や電話等による催促を行い償還を促す。聞き取りによる生活実態を把握し償還方法の見直しを行う。
- ・市債権マニュアルに沿って、未納者連帯保証人へ保証債務履行請求書送付する等の対応を進める。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

(1) 学校通学路の安全対策の推進

・横手市通学路安全推進会議において、小学校からの改善箇所を把握し、関係部署が通学路合同点検を実施した。
今年度は中学校からの要望調査も行い合同点検を実施。会議により対応予定を情報共有することにより、安全対策が進んでいる。一方で、道路改良には事業費が多くかかるため早急な改善が出来ない箇所もあり、学校での安全指導が不可欠となっている。引き続き、危険箇所の把握と改善に努める必要がある。

(2) スクールバスの安全で適正な管理・運行

・スクールバス事故が、5件発生。いずれも大事には至らなかったものの、スクールバス運転手に対して改めて注意喚起を行い、再発防止に努めた。また、安全運転講習会では、JAF秋田支部から講師を招き、事故原因や事故未然防止についての講習を実施した。
・十文字小学校の開校では、想定していた乗降車場所を保護者からの要望により変更を行った。今後も、必要に応じて運行に係る改善を図る必要がある。
・他校においても、乗降場所については、学校等の要望を踏まえ、場所の確認をし随時変更を行った。
・スクールバス56台(4台は予備車)の安全で適正な管理方法が課題となっている。児童生徒数を考慮し、運行ルートや管理方法の検討が必要である。

(3) 就学援助、奨学金の適正な事務の執行

【就学援助】

・就学援助を受給している、要保護と準要保護を合わせて322人を認定。また、令和4年度に小・中学校に入学する方への新入学学用品費については47人を認定した。
・オンライン学習通信費について、県への条件確認や他市町村の状況把握を行った。
・令和4年度就学援助申請のお知らせを、学校を通じ保護者へ配布し、周知を図った。制度内容を課員で共有して、申請の受付を行った。今後、来年度の支給に向け、認定作業を適正に行っていく。

【奨学金】

・令和3年度 貸付決定者7人(大学生5人、専門学校生2人)。
新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、追加募集を実施。貸付決定者2人(大学生2人)が追加となった。
・奨学金の貸付額の増額と償還期間の延長について、条例改正を3月議会に提出。併せて規則の改正を行い前年度募集を行う予定である。議決後は、制度改正の周知を図っていく必要がある。
・滞納者への通知や電話、訪問による催促を行い償還を促した成果が若干あるものの、今後も滞納者の生活実態状況を確認しながら、償還に向けた対応を強化していく必要がある。

令和3年度

教育指導部 学校給食課の方針書

組織名	教育指導部 学校給食課
所属長名	岩瀬 司

1. 組織の使命(ありたい姿)

安心で安全な、子どもが親しむ学校給食の提供

2. 組織の抱える課題(現状)

- 学校給食における安全衛生管理の徹底と食育活動の更なる推進
- 給食業務の効率・効果的な取組

3. 今年度の『スローガン』

「食」・「人」・「風土」を愛する心を育む学校給食

4. 今年度の方針

- 安全・安心で充実した学校給食の提供
- 郷土を育み、健康的で正しい食習慣の形成
- 安全で安定して供給できる給食業務体制の向上

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	安全で信頼される学校給食の提供
	取組内容	・秋田県版HACCPに基づく衛生管理と指導の徹底 ・「学校給食における危機管理マニュアル」及び「学校生活における食物アレルギーへの対応マニュアル」の遵守
(2)	実現したい成果	食を通じた郷土愛の醸成と食文化の継承
	取組内容	・横手市産食材を使用した季節感あふれる郷土食の提供 ・栄養教諭等による食育指導の充実(活用の充実) ・衛生管理に配慮したバイキング給食等の実施
(3)	実現したい成果	効率・効果的な給食業務体制の構築
	取組内容	・学校給食センターの業務委託及び再編に伴う事業効果等の明確化 ・委託業務内容及び経費の精査

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

(1)安全で信頼される学校給食の提供

- ・8/4学校給食調理員等研修会を開催し、食品衛生法の改正とHACCP認証の更新、感染症予防対策(手洗実技演習)など衛生管理の重要性を確認した。
- ・年度当初、各学校に配備している危機管理マニュアル及び食物アレルギー対応マニュアルに関して、校長会等を通じて周知を図った。

(2)食を通じた郷土愛の醸成と食文化の継承

- ・安心安全な給食の提供のため、食材納入業者(市内農家会等)と意見交換を行い、地場産野菜の積極的な使用を働きかけるとともに、安定した食材の納品体制の今後のあり方について情報共有を図った。
- ・市内小中学校において、農業体験を通じ横手市の農業を学ぶ『食農体験プログラム』の実施により、収穫、加工した食材を給食の献立に取り入れるなど地場産野菜の地産地消について理解を得た。
- ・学校栄養教諭等による食を通じた食育指導の充実強化と学校と連携し普段の授業でも食育指導の重要性を共通認識した。

(3)効率・効果的な給食業務体制の構築

- ・給食センターの委託化、再編について、センター職員へ事業内容を説明し意見交換した。
- ・委託業務に関する事業費(備品購入経費含む)の再積算を行い、予算要求(案)をまとめた。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

(1)安全で信頼される学校給食の提供

- ・異物混入については年々件数は減少しているが、残念ながら皆無となっていない状況であるため、更なる安全衛生管理の徹底と事案発生要因の共有を図り業務改善を行う。
- ・下期はノロウイルスの発生期を向かえることから検査体制に万全を期し、センター内での感染を予防するとともに、日常の健康観察を十分に行い、健康管理を徹底する。

(2)食を通じた郷土愛の醸成と食文化の継承

- ・9月以降地場産野菜の使用率が高くなる時期を向かえることから、下期の生産計画を農家会等と意見交換しながら見直しを行い安定した食材の確保に取り組む。
- ・横手のごっつお給食など横手の食材を使った給食の提供や学校栄養教諭等による食育指導を通じて、地域の特性や農業などに理解を深める取り組みを行う。

(3)効率・効果的な給食業務体制の構築

- ・予算編成及び審議を通じて、事業内容、事業効果等について理解を得る。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

(1)安全で信頼される学校給食の提供

- ・秋田県版HACCPに基づく衛生管理の徹底を図っており、異物混入事案発生件数は年々減少しているが、依然皆無とまでは至っていないため、より一層の対応マニュアルの遵守と各種研修を通して職員の安全意識の高揚を図る。
- ・食中毒などの事故の発生はないが、今般のコロナ禍においても業務の継続が使命であり、感染症予防への対応を徹底するとともに、給食業務継続計画を周知・徹底しながら、今後も迅速な対応を行っていく。

(2)食を通じた郷土愛の醸成と食文化の継承

- ・横手市産食材の積極的な活用を図りつつ、コロナ禍においても感染防止に留意しながら、統一献立やごっつお給食などを実施、併せて、栄養教諭等による食育活動を実施した。
- ・地場産野菜の使用率の向上のため、地域農家との情報・意見交換を春、秋に実施し、計画的に納入できるよう連携を図った。1月末前年比1.8P増加

(3)効率・効果的な給食業務体制の構築

- ・予算編成及び審議を通じて、事業内容、事業効果等について理解を得る。
- ・受託事業者選定や設備機器等の更新を確実に実施する。併せて、運営体制についても確認しながら、令和5年4月からの円滑な給食業務体制の構築を図る。